昭和四十五年国家公安委員会規則第七号

交通巡視員の服制に関する規則

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、交通巡視員の服制および服装に関する規則を次のように定める。

第一条　交通巡視員の被服及び装備品のうち別表に掲げるものの色、地質又は材質及び制式は、同表のとおりとする。

第二条　交通巡視員は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、帯革、交通巡視員章及び識別章を着装しなければならない。

第三条　前二条に定めるもののほか、着用期間、服装の一部省略その他交通巡視員の服制に関し必要な事項は、警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定めるものとする。

附　則

この規則は、昭和四十五年九月十一日から施行する。

附　則　（昭和五一年五月二七日国家公安委員会規則第六号）

1　この規則は、昭和五十一年六月一日から施行する。

2　交通巡視員（女子）の服制については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従前の例によることができる。

附　則　（昭和五三年六月一五日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、昭和五十三年六月二十日から施行する。

附　則　（平成五年一二月一七日国家公安委員会規則第一五号）

1　この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に道路交通法第百十四条の四第四項の規定により交通巡視員に支給されている雨衣又は貸与されている帯革は、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間、それぞれ別表に規定する雨衣又は帯革とみなす。

附　則　（平成六年七月一三日国家公安委員会規則第二四号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正前の別表に規定する外とうは、当分の間、改正後の別表に規定する防寒服とみなす。

附　則　（平成一四年七月五日国家公安委員会規則第一八号）　抄

1　この規則は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定中「男子警察官」を「男性警察官」に改める部分、「ファスナ」を「面ファスナ」に改める部分、警察官の服制に関する規則別表の一の図十一を改める部分及び「婦人警察官」を「女性警察官」に改める部分並びに第四条の改正規定中「男子」を「男性」に改める部分、「ファスナ」を「面ファスナ」に改める部分、交通巡視員の服制に関する規則別表の一の図十一を改める部分及び「女子」を「女性」に改める部分並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

4　この規則の施行の際現に警察官、皇宮護衛官及び交通巡視員に支給されている雨衣は、当分の間、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則別表（皇宮護衛官の服制に関する規則本則において準用する場合を含む。）及び第四条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関する規則別表に規定する雨衣とみなす。

附　則　（平成二七年一二月一四日国家公安委員会規則第二二号）　抄

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　別表に掲げる被服及び装備品の色、地質又は材質及び制式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表（第一条関係）

一　交通巡視員（男性）

制服	冬服	上衣	色		緑がかつた濃紺色とする。
			地質		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式	襟	折り襟式とする。
				肩章	1　外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を紺色の樹脂製ボタン（以下「紺色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。 2　日章を付けた黒金色の金属製ボタン（以下「日章ボタン」という。）各一個を付ける。
				前面	1　前立てに桜葉の模様を付けた黒金色の金属製ボタン（以下「桜葉ボタン」という。）三個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び桜葉ボタン各一個を付ける。 3　左右の腰部に飾り蓋各一個を付ける。
				後面	サイドベンツとする。
				袖	長袖とする。
				エンブレム	1　右袖の上腕部に付ける。 2　地色は濃紺色、枠は金色とし、下部欄に金色の日章を金色の桜で囲んだ記章を入れる。 3　台地は、黒色とする。 4　上部欄の下部には、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県の名称を金色で表示し、その上部には、警察本部長が定める図柄を入れる。
					形状は、図一のとおりとする。
		ズボン	色		上衣と同色とする。
			地質		上衣と同質とする。
			制式		1　長ズボンとする。 2　腰部にベルト通し七本を付ける。 3　両側及び後面左右にポケット各一個を設ける。後面左右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボタン各一個を付ける。

					4　形状は、図二のとおりとする。
	合服	上衣	色		緑がかつた紺色とする。
			地質		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式		冬服上衣と同様とする。
		ズボン	色		上衣と同色とする。
			地質		上衣と同質とする。
			制式		冬服ズボンと同様とする。
	夏服	上衣	色		水色とする。
			地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式	襟	シャツカラー式とする。
				肩章	1　藍色とする。 2　外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。
				前面	1　前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。
				後面	上部にヨークを入れる。
				袖	1　長袖又は半袖とする。 2　長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。
				エンブレム	台地を用いず、濃紺色の人工皮革にけい素樹脂製で枠、記章、名称及び図柄を付けることとするほかは、冬服上衣と同様とする。
					形状は、図三のとおりとする。
		ズボン	色		緑がかつた藍色とする。
			地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式		冬服ズボンと同様とする。
活動服	冬活動服		色		冬服上衣と同色とする。
			地質		冬服上衣と同質とする。
			制式	襟	冬服上衣と同様とする。
				肩章	冬服上衣と同様とする。
				前面	1　前立てに桜葉ボタン四個を一行に付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び桜葉ボタン各一個を付ける。 3　裾に前裾ベルトを付ける。
				後面	裾に伸縮性後裾ベルトを付ける。後裾ベルトには左右に前裾ベルトを留める紺色樹脂ボタン各二個を付ける。
				袖	1　長袖とする。 2　カフス式の袖口とし、袖口には紺色樹脂ボタン各一個を付ける。
				エンブレム	冬服上衣と同様とする。
					形状は、図四のとおりとする。
	合活動服		色		合服上衣と同色とする。
			地質		合服上衣と同質とする。
			制式		冬活動服と同様とする。
制帽	冬帽子		色		冬服上衣と同色とする。
			地質		冬服上衣と同質とする。
			制式	ひさし及びあごひも	1　黒色の樹脂製とする。 2　あごひもは、腰の両側において日章を付けた黒金色の金属製耳ボタン各一個で留める。
				記章	1　金色の金属製日章を金色のモール製桜で囲む。 2　黒色のフェルト製又は布製の台地とする。
				帯章	腰に黒色の地紋織布を巻く。
					形状は、図五のとおりとする。
	合帽子 夏帽子		色		緑がかつた藍色とする。
			地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。
			制式		冬帽子と同様とする。
活動帽	冬活動帽子		色		冬活動服と同色とする。
			地質		冬活動服と同質とする。
			制式	あごひも	1　黒色の樹脂製とする。

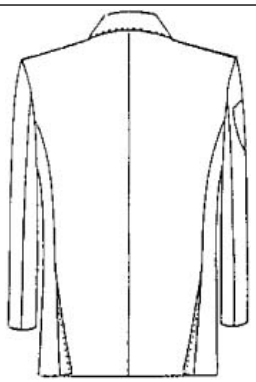
					2　腰の両側において金色の日章を付けた地色が紺色、縁取りが金色の金属製耳ボタン各一個で留める。
				記章	1　金色のけい素樹脂製で日章を桜で囲む。 2　濃紺色の人工皮革の台地とする。
					形状は、図六のとおりとする。
	合活動帽子 夏活動帽子		色		緑がかつた藍色とする。
			地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式		冬活動帽子と同様とする。
防寒服	第一種	上衣	色		黒色又は濃紺色とする。
			地質		合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
			制式		コート式とする。
				襟	1　立て折り兼用式とする。 2　襟元に立ち襟式用に樹脂ボタン一個を付ける。 3　襟回りに頭巾を留める紺色樹脂ボタン三個を付ける。
				肩章	外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を紺色樹脂ボタン各一個で留める。
				前面	1　ダブルとし、桜葉の模様を付けた黒金色の金属製ドットボタン（以下「桜葉ドットボタン」という。）各三組を二行に付ける。ただし、前立て側でない一行の桜葉ドットボタンについては、飾りボタンとすることができる。 2　右胸部及び左右の腰部にポケット各一個を設ける。右胸部のポケットロにはファスナー一本を、左右の腰部のポケットには蓋を付ける。
				後面	1　センターベンツとする。 2　両脇下から裾にかけファスナー各一本を付ける。
				頭巾	1　前側見返しをひも通しとし、黒色又は濃紺色のひもを通す。 2　前面マスク部に面ファスナー一組を付ける。
				袖	長袖とする。
				エンブレム	冬服上衣と同様とする。
					形状は、図七のとおりとする。
		ズボン	色		上衣と同色とする。
			地質		上衣と同質とする。
			制式		1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。 4　裾口の外側から上に向けファスナー各一本を付ける。 5　形状は、図八のとおりとする。
	第二種		色		黒色又は濃紺色とする。
			地質		合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
			制式		ブルゾン式とする。
				襟	折り襟式とする。
				肩章	第一種上衣と同様とする。
				前面	1　前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。 2　左右の腹部にポケット各一個を設ける。ポケットには蓋を付ける。
				袖	袖口の外側に袖バンドを付け、袖バンドを留める面ファスナー一組を付けるほかは、第一種上衣と同様とする。
				エンブレム	冬服上衣と同様とする。
					形状は、図九のとおりとする。
雨衣	第一種	上衣	色		白色とする。
			地質		合成繊維織物とし、防水加工を施す。
			制式		ハーフコート式とする。
				襟	1　立ち襟式とする。 2　襟元に白色のドットボタン一組を付ける。 3　襟回りに頭巾を留める凸型ドットボタン四個を付ける。
				肩章	外側の端を両肩部に縫い付け、襟側を白色のドットボタン各一組で留める。
				前面	1　前立てに桜葉ドットボタン五組を一行に付ける。 2　左右の腰部にポケット各一個を設ける。ポケットには蓋を付ける。 3　前立ての上前、左右の胸部及び裾に光反射布を付ける。
				後面	1　上部に背当てを付け、背当ての下部を白色のドットボタン三組で留める。 2　背当ての下部及び裾に光反射布を付ける。
				頭巾	1　無色透明のポリ塩化ビニル製とする。 2　襟回りに白色の凹型ドットボタン四個を付ける。 3　前側に水よけを設け、白色のドットボタン一組で留める。 4　左側面下部にマスクを付け、白色のドットボタン二組で留める。

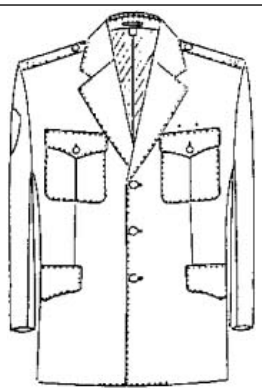
					5　前面右下部にマスクを留める凸型ドットボタン一個を付ける。
				袖	1　長袖とする。 2　左上腕部に交通腕章を付ける。 3　両袖口に光反射布を付ける。
					形状は、図十のとおりとする。
		ズボン	色		上衣と同色とする。
			地質		上衣と同質とする。
			制式		1　長ズボンとする。 2　左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。 3　前立てに白色のドットボタン三組を一行に付ける。 4　前立ての上部にドットボタン二組を付ける。 5　裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。 6　形状は、図十一のとおりとする。
	第二種		色		白色とする。
			地質		合成繊維織物とし、防水加工を施す。
			制式		1　コート式とする。 2　前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。 3　腰部にベルト通し五本を付け、白色のバックル付ベルトを通す。 4　1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。 5　形状は、図十二のとおりとする。
制服用ワイシャツ	冬ワイシャツ 合ワイシャツ		色		白色とする。
			地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式		1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。
ネクタイ	冬ネクタイ 合ネクタイ		色		藍ねず色とする。
			地質		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式		棒ネクタイとする。
活動ネクタイ	冬活動ネクタイ 合活動ネクタイ		色		ネクタイと同色とする。
			地質		ネクタイと同質とする。
			制式		ネクタイと同様とする。
ベルト			色		黒色とする。
			材質		天然皮革又は合成皮革とする。
			制式		銀色の金属製バックルを付ける。
靴					黒色とする。
手袋					白色とする。
帽子雨覆い					無色透明とする。
帯革			色		白色とする。
			材質		天然皮革又は合成皮革とする。
			制式		1　遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2　形状は、図十三のとおりとする。
交通巡視員章			色		日章及び日章台の縁取りを金色、日章台の地を緑色、横板及び桜葉を銀色とする。
			材質		金属とする。
			制式		1　梨地の横板の中央に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。 2　横板に緑色の線二条を溝にして入れる。 3　形状は、図十四のとおりとする。
識別章			色		銀色とする。
			材質		樹脂とする。
			制式		1　本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。 2　番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。 3　形状は、図十五のとおりとする。

備考一　防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。
　　二　防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。
　　三　ベルトにあつては、警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。
　　四　交通巡視員章及び識別章は、図十六のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。
　　五　図一から図十六までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

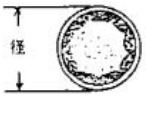
図一　冬服上衣

後面	前面





桜葉ボタン



	径	高さ
前立て用	21	9
ポケット用	19	9

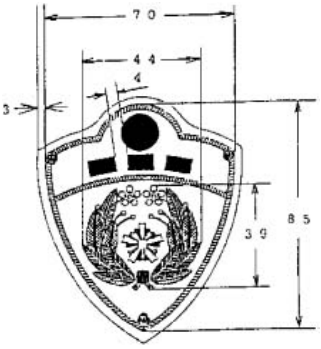
肩章



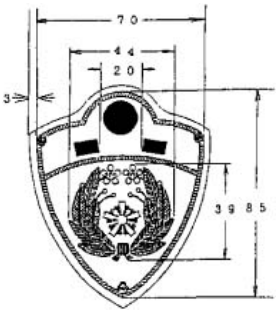
日章ボタン



エンブレム
都警察及び道県名が 3 文字の場合



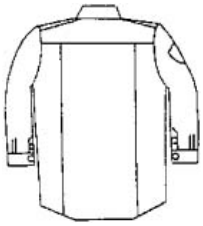
府県名が 2 文字の場合



図二　冬服ズボン

側面	後面	前面
		

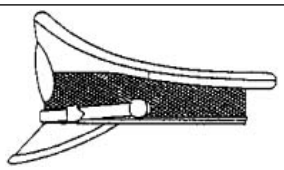
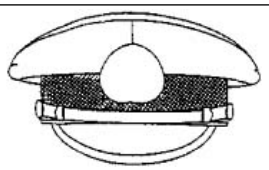
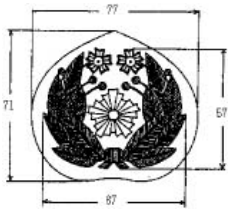
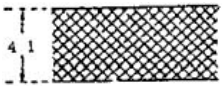
図三　夏服上衣

長袖	
後面	前面
	
半袖	
後面	前面
	

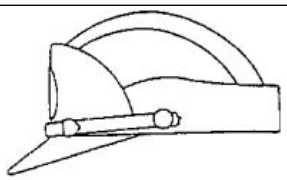
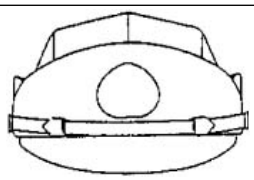
図四　冬活動服

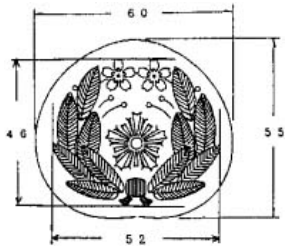
後面	前面
	

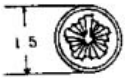
図五　冬帽子

側面	前面
	
記章	耳ボタン
	
帯章	
	

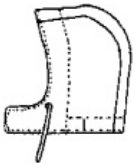
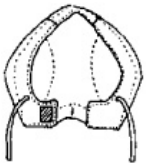
図六　冬活動帽子

側面	前面
	
記章	耳ボタン

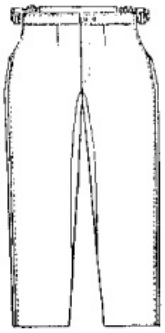




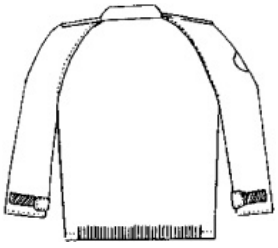
図七　防寒服第一種上衣

後面	前面
	
桜葉ドットボタン	
	
頭巾	
側面	前面
	

図八　防寒服第一種ズボン

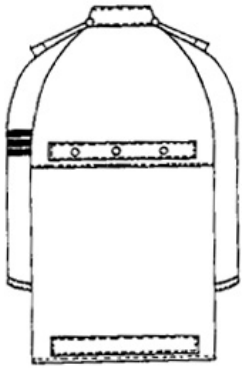
側面	後面	前面
		

図九　防寒服第二種

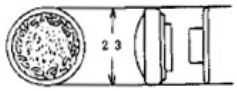
後面	前面
	
桜葉ドットボタン	



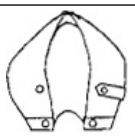
図十　雨衣第一種上衣

後面	前面
	

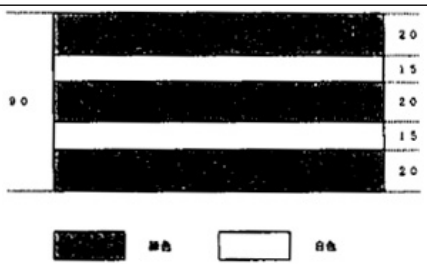
桜葉ドットボタン



頭巾

側面	前面
	

交通腕章

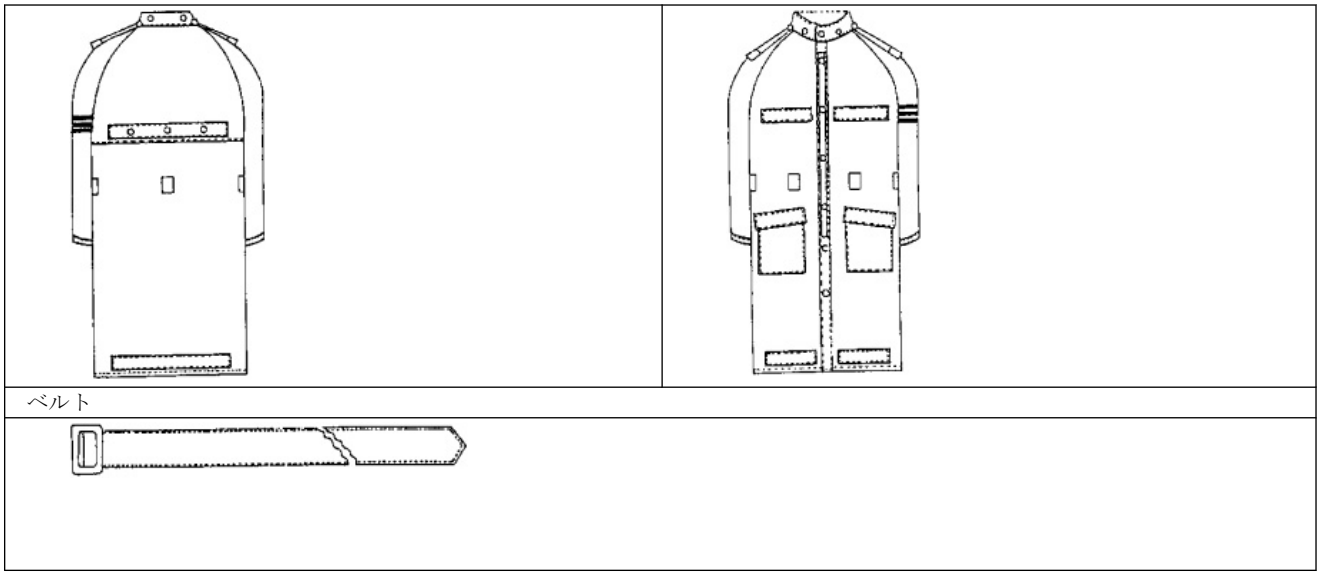


図十一　雨衣第一種ズボン

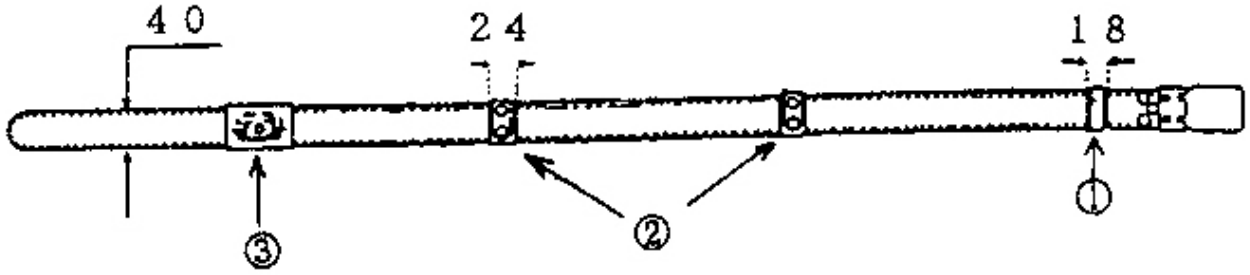
側面	後面	前面
		

図十二　雨衣第二種

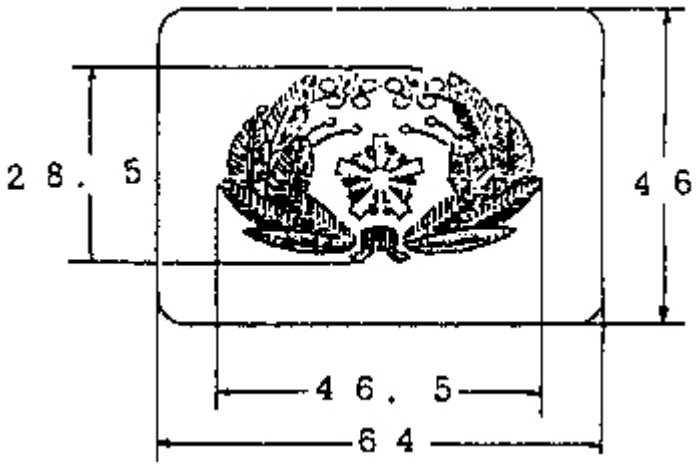
後面	前面



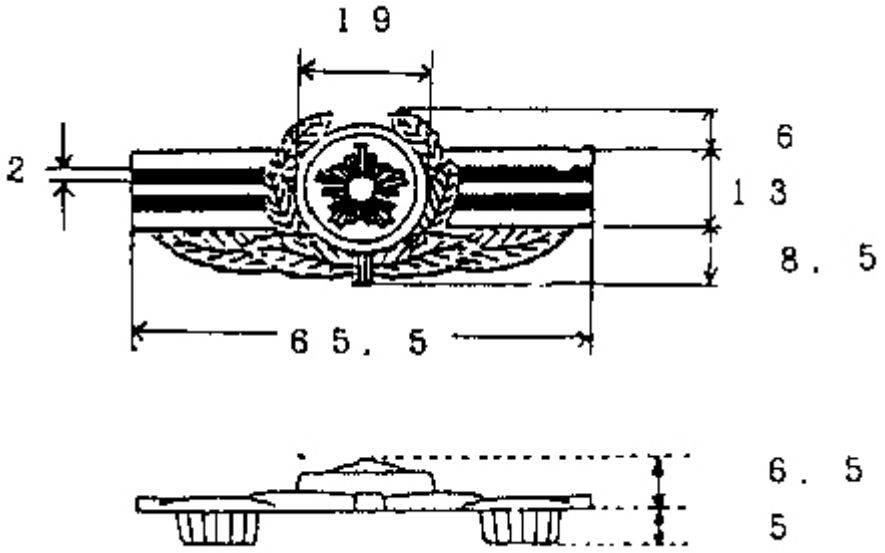
図十三　帯革



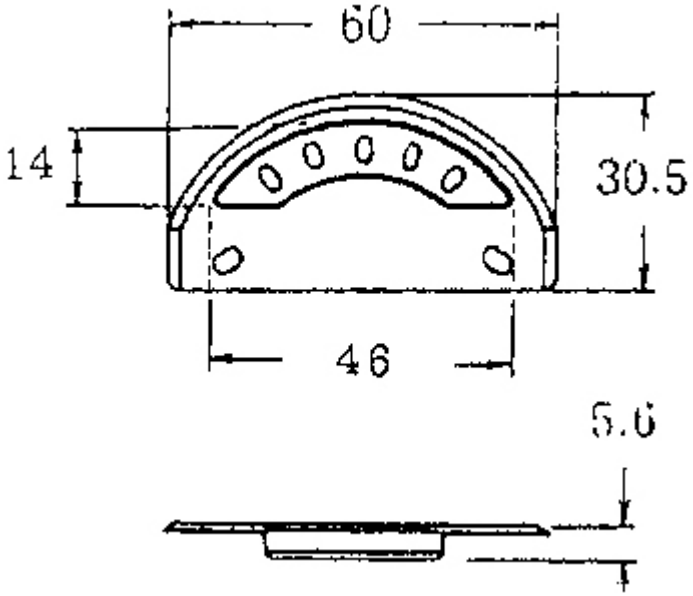
① 遊革
② 留め革
③ バックル



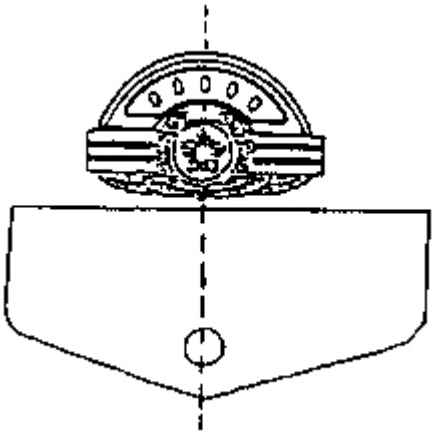
図十四　交通巡視員章



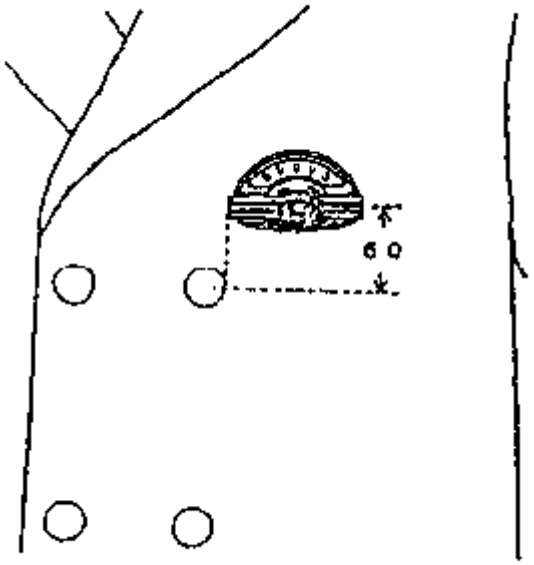
図十五　識別章



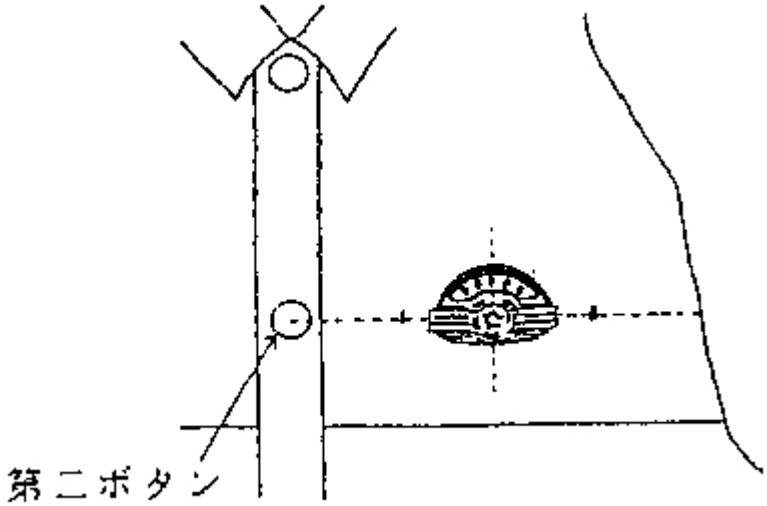
図十六　交通巡視員章及び識別章の位置
制服、活動服及び制服用ワイシャツ



（注）　左胸ポケットの蓋の上部に沿って付ける。
防寒服第一種



防寒服第二種



二　交通巡視員（女性）

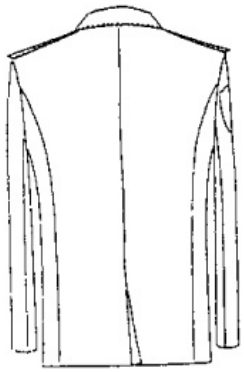
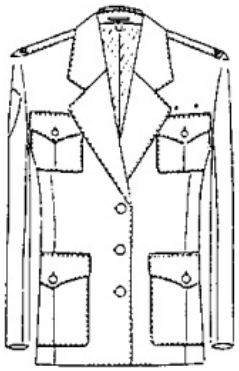
制服	冬服	上衣	色		緑がかつた濃紺色とする。
			地質		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式	肩章	1　外側を両肩部に縫い付け、襟側を紺色樹脂ボタン各一個で留める。 2　外側の縫い目外側に日章ボタン各一個を付ける。
				前面	1　前立てに桜葉ボタン三個を一行に付ける。 2　左右の胸部及び左右の腰部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び桜葉ボタン各一個を、左腰部のポケット口にはファスナー一本を付ける。
				後面	センターベンツとする。
					1　襟、袖及びエンブレムは、交通巡視員（男性）冬服上衣と同様とする。 2　形状は、図一のとおりとする。
		ベスト	色		上衣と同色とする。
			地質		上衣と同質とする。
			制式	肩章	外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を日章ボタン各一個で留める。
				前面	1　前立てに桜葉ボタン三個を一行に付ける。 2　左胸部及び左右の腰部にポケット各一個を設ける。左胸部及び左腰部のポケット口にはファスナー各一本を付ける。
				後面	1　裾にスリットを入れる。 2　左右の腰部に背バンド各一本を付ける。背バンドには尾錠一個を付ける。
					形状は、図二のとおりとする。
		スカート	色		上衣と同色とする。

			地質		上衣と同質とする。
			制式		1　タイトスカートとする。 2　腰部にベルト通し五本を付ける。 3　両側及び後面右にポケット各一個を設ける。後面右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボタン各一個を付ける。 4　前面にボックスプリーツを設ける。 5　後面の裾にスリットを入れる。 6　形状は、図三のとおりとする。
		ズボン	色		上衣と同色とする。
			地質		上衣と同質とする。
			制式		1　長ズボンとする。 2　ベルト通し及びポケットは、スカートと同様とする。 3　形状は、図四のとおりとする。
	合服	上衣	色		緑がかつた紺色とする。
			地質		毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式		冬服上衣と同様とする。
		ベスト	色		上衣と同色とする。
			地質		上衣と同質とする。
			制式		冬服ベストと同様とする。
		スカート	色		上衣と同色とする。
			地質		上衣と同質とする。
			制式		冬服スカートと同様とする。
		ズボン	色		上衣と同色とする。
			地質		上衣と同質とする。
			制式		冬服ズボンと同様とする。
	夏服	上衣	色		交通巡視員（男性）夏服上衣と同色とする。
			地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式		1　前身内合わせを右上前とする。 2　長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3　1及び2のほかは、交通巡視員（男性）夏服上衣と同様とする。 4　形状は、図五のとおりとする。
		ベスト	色		緑がかつた藍色とする。
			地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			制式		1　背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。 2　形状は、図六のとおりとする。
		スカート	色		ベストと同色とする。
			地質		ベストと同質とする。
			制式		冬服スカートと同様とする。
		ズボン	色		ベストと同色とする。
			地質		ベストと同質とする。
			制式		冬服ズボンと同様とする。
活動服	冬活動服		色		冬服上衣と同色とする。
			地質		冬服上衣と同質とする。
			制式		1　肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。 2　前身内合わせを右上前とする。 3　前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはファスナー一本を付ける。 4　1から3までのほかは、交通巡視員（男性）冬活動服と同様とする。 5　形状は、図七のとおりとする。
	合活動服		色		合服上衣と同色とする。
			地質		合服上衣と同質とする。
			制式		冬活動服と同様とする。
制帽	冬帽子		色		濃紺色とする。
			地質		フェルトとする。
			制式	記章	寸法のほかは、交通巡視員（男性）冬帽子と同様とする。
				リボン	1　頭下部に巻く。 2　黒色の布製とする。 3　前面中央部にリボン飾りを付ける。
					形状は、図八のとおりとする。
	合帽子 夏帽子		色		緑がかつた藍色とする。
			地質		毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。

		制式	冬帽子と同様とする。
活動帽	冬活動帽子	色	冬活動服と同色とする。
		地質	冬活動服と同質とする。
		制式	記章の寸法を図九のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）冬活動帽子と同様とする。
	合活動帽子 夏活動帽子	色	緑がかつた藍色とする。
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		制式	冬活動帽子と同様とする。
防寒服	第一種		前身内合わせを右上前とするほかは、交通巡視員（男性）防寒服第一種と同様とする。
	第二種		前身内合わせを右上前とするほかは、交通巡視員（男性）防寒服第二種と同様とする。
雨衣	第一種		1　前身内合わせを右上前とする。 2　背当ての下部を白色のドットボタン二組で留める。 3　１及び２のほかは、交通巡視員（男性）雨衣第一種と同様とする。
	第二種		1　前身内合わせを右上前とする。 2　背当ての下部を白色のドットボタン二組で留める。 3　１及び２のほかは、交通巡視員（男性）雨衣第二種と同様とする。
制服用ワイシャツ	冬ワイシャツ 合ワイシャツ	色	白色とする。
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		制式	1　肩章は紺色とする。 2　襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3　長袖とする。 4　１から３までのほかは、夏服上衣と同様とする。
ネクタイ	冬ネクタイ 合ネクタイ		交通巡視員（男性）ネクタイと同様とする。
活動ネクタイ	冬活動ネクタイ 合活動ネクタイ		交通巡視員（男性）活動ネクタイと同様とする。
ベルト		色	交通巡視員（男性）ベルトと同色とする。
		地質	交通巡視員（男性）ベルトと同質とする。
		制式	交通巡視員（男性）ベルトと同様とする。
靴			黒色又は白色とする。
手袋			白色とする。
帽子雨覆い			無色透明とする。
帯革			交通巡視員（男性）帯革と同様とする。
交通巡視員章			寸法を図十のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）交通巡視員章と同様とする。
識別章			交通巡視員（男性）識別章と同様とする。

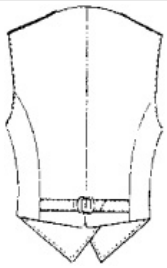
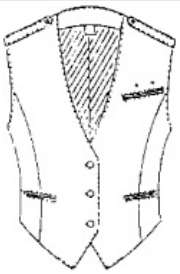
備考一　防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。
二　防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。
三　ベルトにあつては、警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けることができる。
四　交通巡視員章及び識別章の取付け位置は、交通巡視員（男性）の場合と同様とする。ただし、交通巡視員章及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十一のとおりとする。
五　図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図一　冬服上衣

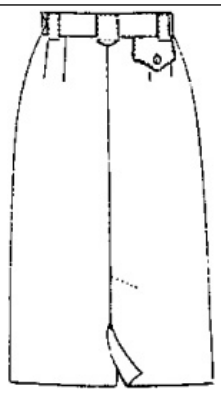
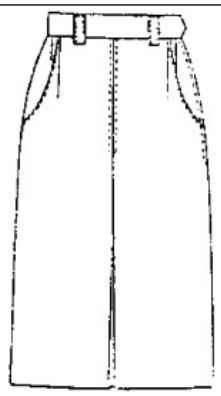
後面	前面
	
肩章	



図二　冬服ベスト

後面	前面
	

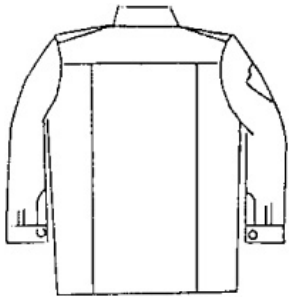
図三　冬服スカート

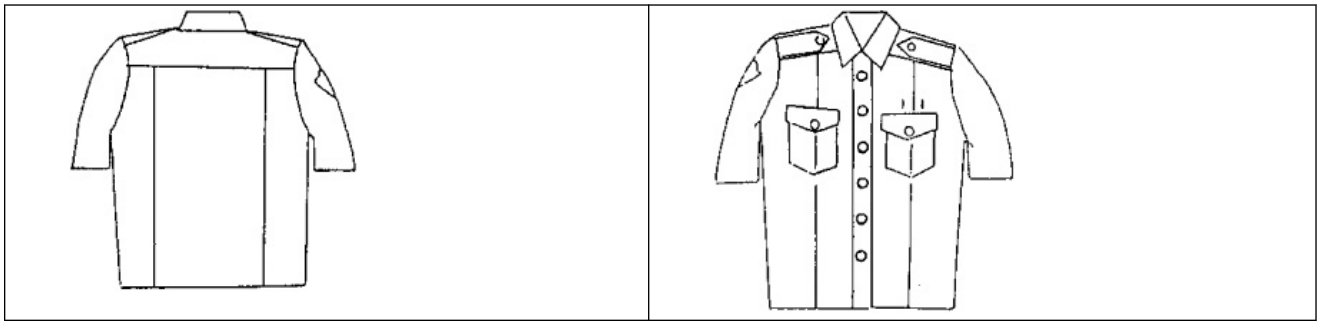
後面	前面
	

図四　冬服ズボン

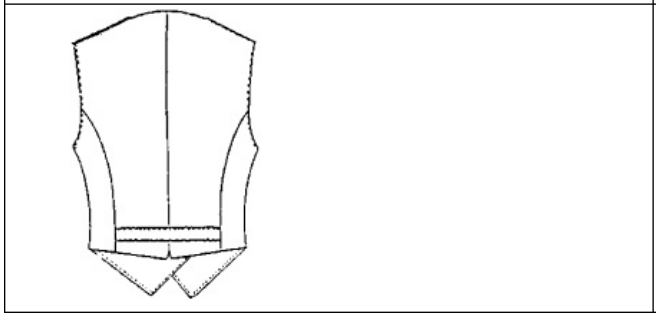
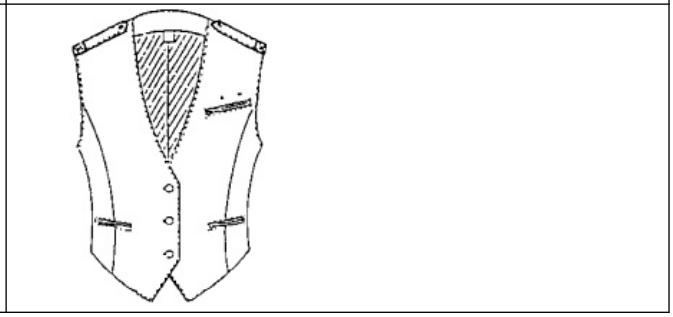
側面	後面	前面
		

図五　夏服上衣

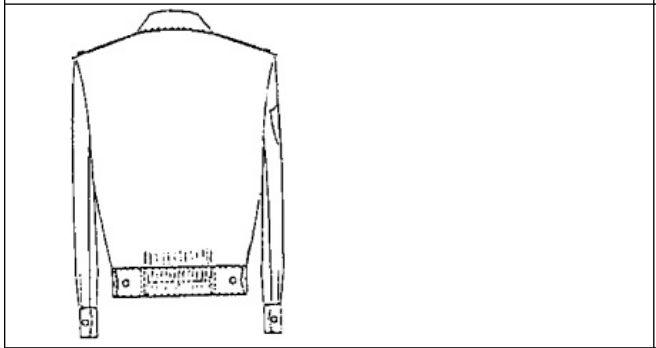
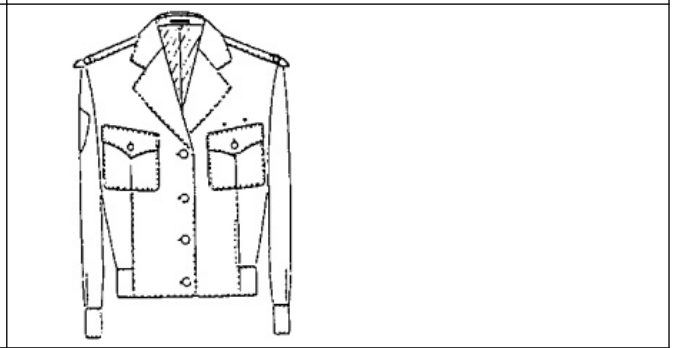
長袖	
後面	前面
	
半袖	
後面	前面



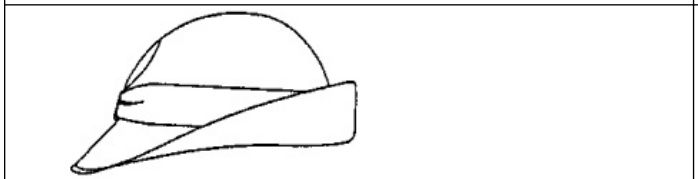
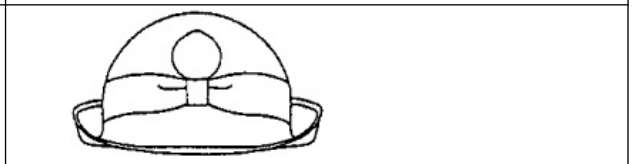
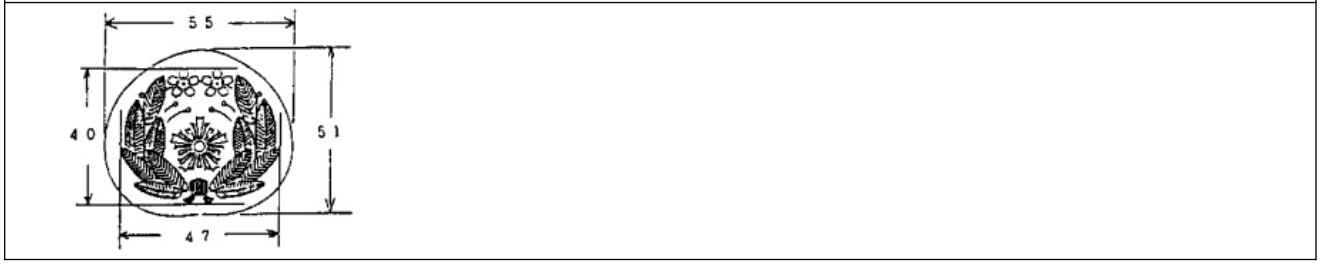
図六　夏服ベスト

後面	前面
	

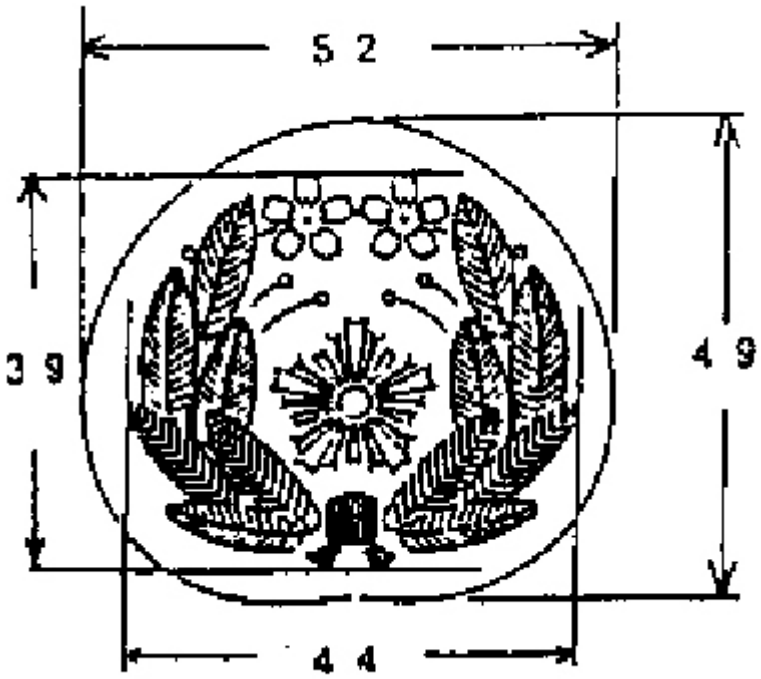
図七　冬活動服

後面	前面
	
肩章	
	

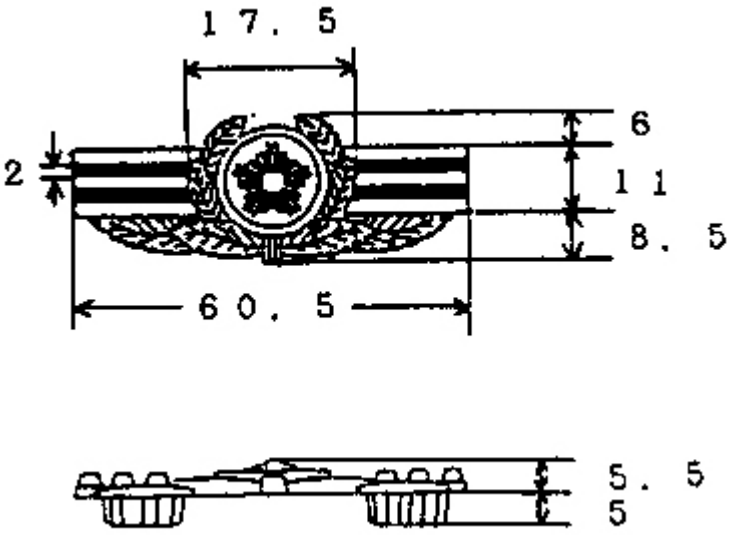
図八　冬帽子

側面	前面
	
記章	
	

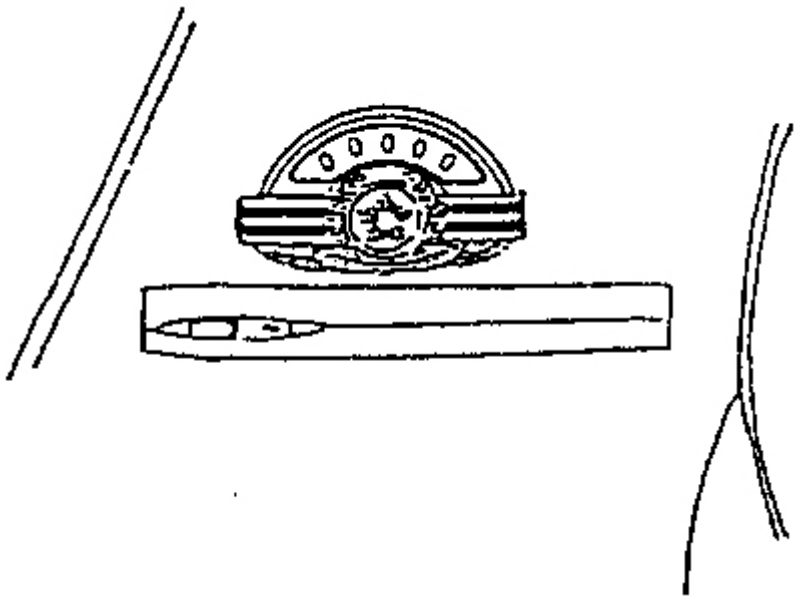
図九　冬活動帽子記章



図十　交通巡視員章



図十一　交通巡視員章及び識別章の取付け位置



（注） 左胸のポケットの上部に付ける。